# 介護保険住宅改修費支給申請に係る届出についての案内

１．介護保険住宅改修費支給申請に係る県営住宅改修（以下「改修」という。）をする場合は、様式１「介護保険住宅改修費支給申請に係る県営住宅改修の届出書」（以下「届出書」という。）を提出してください。

２．届出書には、改修内容を記した図面及び現況写真を添付してください。

３．届出者は、介護保険住宅改修費支給申請を行う者であり、かつ、入居者でなければなりません。

４．改修によって県営住宅の壁、柱、梁、基礎、土台、壁筋かい等を損傷させてはいけません。

５．県営住宅を退去する時には、入居者負担により原状回復するものとし、届出書には、その旨を記載してください。

６．届出書の内容に支障がなければ、様式２「介護保険住宅改修費支給申請に係る県営住宅の改修の確認について」（以下「通知文」という。）という文書を交付します。（文書のあて名は、市町村長となります。）

７．市町村へ介護保険住宅改修費支給申請を行う際、住宅所有者の承諾書に替えて通知文を添付してください。

８．届出書の内容に支障があると認められる場合は、届出書を返却します。

９．行おうとする改修が、奈良県営住宅条例により承認申請が必要なものの場合は、模様替（増改築・形質変更）承認申請書を提出し、その承諾書をもって市町村へ介護保険住宅改修費支給申請を行ってください。

※別添資料

・様式１「介護保険住宅改修費支給申請に係る県営住宅改修の届出書」

・様式２「介護保険住宅改修費支給申請に係る県営住宅の改修の確認について」